

# 市内の飲食店の テイクアウト・デリバリーを応援します！！ (経費の2分の1を補助！補助金10万円まで)

和歌山市内の事業者による飲食物のテイクアウトやデリバリーに係る費用の一部を補助する制度を創設しました。

## 【1】補助対象となる事業者（各事業者1回のみ）

- (1) 法人等にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあつては市内に住所及び主たる事務所を有すること
  - (2) 中小企業者（※）又は中小企業者と同等と認められるものであること
  - (3) 新型コロナウイルスの影響で前年同月比5%以上売上が減少した
  - (4) 飲食店営業（食品営業許可）の許可を受けている
  - (5) フランチャイズではない
  - (6) 市税を完納している
  - (7) 暴力団等との関わりがない
  - (8) テイクアウト・デリバリー支援事業における紹介HPに情報を掲載している
- ※上記8項目すべて満たしている必要があります。

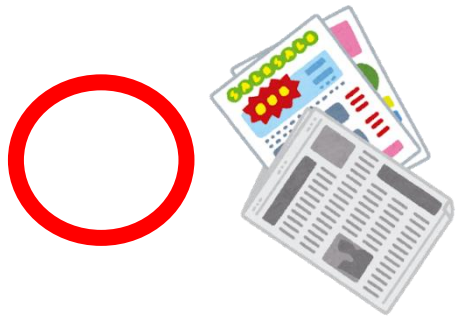
※中小企業者（飲食店の場合）  
(以下の要件のいずれかを満たす者)

資本金・出資金	常時使用する従業員数
5千万円以下	50人以下

※新型コロナウイルスの感染拡大前からテイクアウト・デリバリー事業を行っていた事業者も対象となります。

## 【2】補助の対象となる経費イメージ

### ①テイクアウト・デリバリーを行うための必要経費 (令和2年1月29日以降に発注・購入等を行ったもの。)



- テイクアウト・デリバリーに関するチラシやパンフレット、メニュー表等の作成費用
- 上記広告の印刷費用
- 上記広告の折り込み広告やインターネット等への掲載費用



- 宅配代行サービスに対する手数料・委託料等



- 宅配専用バイク・自転車の購入・リース費用
- 既存バイク等の配達用への改造費用



- テイクアウト・デリバリーを行うため必要となるクーラーボックスや岡持ち等の購入費用
- テイクアウト・デリバリー用の容器
- デリバリー等に必要の保冷材等



- ×テイクアウト・デリバリーに関係の無いチラシやパンフレット等の作成費用
- ×上記広告の印刷費用、掲載費用

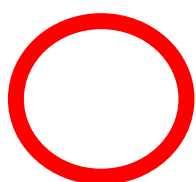


- ×デリバリー以外の用途に使用されるバイク・自動車等の購入・リース費用
- ×デリバリーに関係の無い車両改造費用等

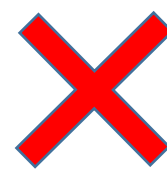


- ×食材等の原材料費
- ×人件費等

### ②テイクアウト・デリバリー商品の割引販売における割引額 (令和2年1月29日以降に割引販売を行ったもの。)



- チラシやHP上に、通常価格と割引価格を明示した割引商品
- ※特設ページに通常価格・割引後価格を明示することが条件となります。



- ×廃棄ロス対策による、事前通知の無い割引商品
- ×割引前価格の明示されていない商品
- ×市価に比して著しく高額な定価設定をしているもの

※申請書式等については和歌山市ホームページに掲載しています。手続き詳細は裏面【4】をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談は **和歌山市役所 産業政策課**

TEL : 073-435-1040

E-Mail : sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

### 【3】補助対象経費詳細（補助金上限10万円）

#### ①テイクアウト・デリバリーを行うための必要経費

テイクアウト・デリバリーを行うために必要となる経費の2分の1を補助します。

##### ※対象となる経費

- (1) テイクアウトやデリバリーに必要な消耗品関連費用【例：弁当容器、割りばし、おしぼり、保冷剤等の購入費用】
- (2) テイクアウトや割引等の周知のための印刷費用関連【例：メニュー表、チラシ作成、クーポン券作成費用等】
- (3) テイクアウト等への対応のための委託・外注費用【例：チラシ等のデザイン委託・写真撮影、調理場の間仕切設置等】
- (4) テイクアウト等の広報費用【例：ホームページの作成・改修費用、新聞やインターネット等への広告掲載費用等】
- (5) テイクアウト等を行うための器具等費用【例：クーラーボックス、岡持ち、保冷庫、真空パック機等購入費用等】
- (6) デリバリーのための機材等費用【例：宅配専用自転車・宅配専用バイク等の購入、既存バイクの配達用改造費用等】

##### ※対象とならない経費

- (1) 人件費や原材料費（食材費等）
- (2) 一般車両やパソコン等汎用性が高く、テイクアウト・デリバリー事業以外への利用が認められるもの
- (3) 工事費・交際費・娯楽費等、テイクアウト・デリバリー事業に直接の関係性が認められないもの

#### ②テイクアウト・デリバリー商品の割引販売における割引額

テイクアウト・デリバリー商品の割引販売を行った際に、割引額の2分の1を補助します。

【例：700円の商品を500円で販売⇒200円割引の2分の1となる100円分を市から補助】

##### ※補助対象となる割引率は、50%まで。

（70%引き商品の場合、50%引き分が対象。割引前販売額の25%分が補助金となります）

【例：1,000円の商品を300円で販売⇒500円の割引までが対象のため、250円分市から補助】

### 【4】補助申請手続きについて

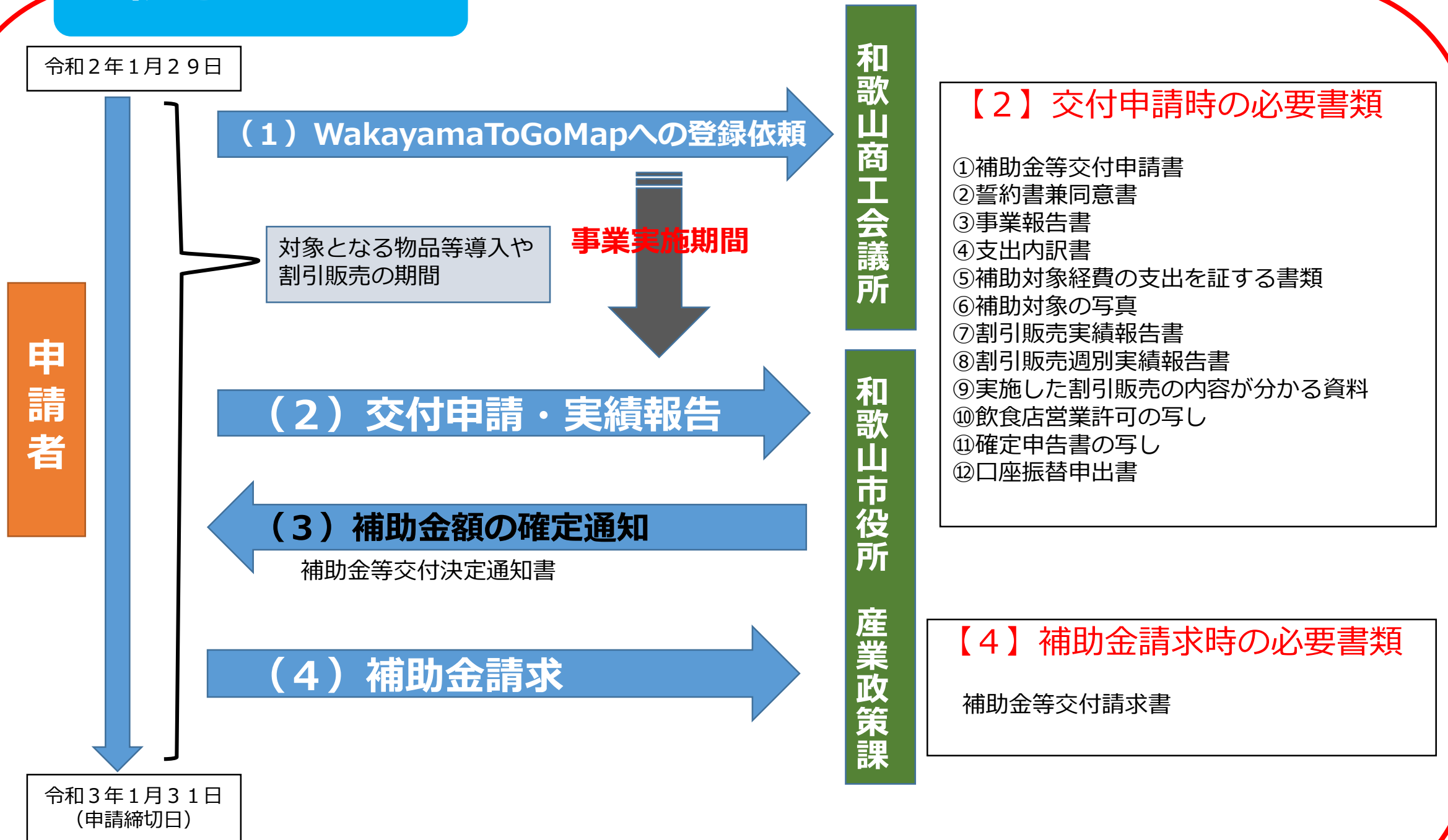
※新型コロナウイルスの拡大を防止する観点から、申請については基本的に**郵送**とします。

やむを得ず郵送等の対応ができない場合は、産業政策課までまずは電話でご相談ください。

申請については、交付申請書以外に飲食店営業の許可証などが必要となります。詳しくは産業政策課にお問い合わせいただくか、和歌山市ホームページをご確認ください。

※【 <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/> 】から、バナー右側の市報わかやま下部にある広報ページ番号検索に【1029161】を入力してください。該当ページに移動します。

### 手続きフロー図



※締切日にかかわらず、予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。